平成２９年（フ）第３５号
長野県飯田市二本松339番地12（ルミエールＡ202号）
債務者　鈴木　　昇
1　決定年月日時　平成29年６月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第５３号
長野県駒ヶ根市赤穂16703番地１　ロイヤルハイツ101号室
債務者　宮下　一夫
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２９年（フ）第２３号
長野県上伊那郡辰野町大字平出2042番地４　コーポ山田208号
債務者　宮坂　栄司
1　決定年月日時　平成29年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２９年（フ）第１０３号
三重県亀山市野村１丁目１番25―202号　柿の木館
債務者　西村　由美
1　決定年月日時　平成29年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２３号
三重県多気郡大台町栃原1041番地２　レジデンスレオＧ－Ｂ７、前住所大阪市東住吉区湯里２丁目７番２号　ハイツＡＣ　404号
債務者　東出　幸司
1　決定年月日時　平成29年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２９年（フ）第２７１号
兵庫県西宮市上田中町３番46―201号
債務者　泉野　幸一
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４５号
鳥取県鳥取市湖山町東１丁目130番地３
債務者　松本　郁子
1　決定年月日時　平成29年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３９号
広島県尾道市久保１丁目８番21号　コーポ島谷303
債務者　安田　裕之
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第４５号
広島県尾道市土堂２丁目５番８号
債務者　西原　　藍
1　決定年月日時　平成29年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第７１号
徳島県徳島市北田宮１丁目８番６―202号　サンハイツ田宮、旧住所徳島市中吉野町１丁目66番地の６
債務者　花本　和浩
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７４号
徳島県阿波市市場町香美字西原223番地１　ｐｏｒｔ－ｒｅｕｓｅＤ　102号、旧住所徳島県阿波市土成町宮川内字落久保46番地１
債務者　竹本　　愛
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７６号
徳島県徳島市蔵本元町２丁目57番地　リーガルハウゼ101号室、旧住所徳島県徳島市名東町２丁目572番地の13
債務者　岩佐　　昇
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５０号
愛媛県四国中央市土居町入野60番地３
債務者　加藤　清治
1　決定年月日時　平成29年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第６１号
愛媛県新居浜市松原町６番542号、前住所愛媛県新居浜市瀬戸町３番７号
債務者　坂本　江実
1　決定年月日時　平成29年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第３５号
福岡県田川郡糸田町1890番地　県営住宅宮床団地２棟302号
債務者　佐穂美代子
1　決定年月日時　平成29年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第１０２号
佐賀県鳥栖市松原町1772番地６　フレグランス松原102
債務者　松添　大輔
1　決定年月日時　平成29年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１１０号
佐賀市若宮３丁目４番751号　県営高木団地
債務者　河内　　篤
1　決定年月日時　平成29年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係